

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月10日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 17
- (2) 調達件名及び数量
令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 賃貸借期間

賃貸借期間は、次のとおりとする。

通番	官署名	賃貸借期間開始日（車両登録日）	賃貸借期間終了日	期間
1	兵庫労働局	令和7年3月1日～同月31日	令和11年3月31日	49月間
2	神戸西労働基準監督署			
3	伊丹労働基準監督署			
4	加古川労働基準監督署			
5	姫路公共職業安定所			

- (5) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (6) 入札方法

入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。

- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ※ 労働基準関係法令については以下のとおり。
- 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 「入札書」及び「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式に係る性能等証明書」(以下「入札書等」という。)の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当：井内

電話 078-367-9173 (直通) MAIL iuchi-madoka.x55@mhlw.go.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

兵庫労働局インターネットホームページからダウンロードが可能である。

また、本公告の日から上記(1)の場所で交付する。

- (3) 入札書等の受領期限

令和6年5月7日(火) 17時00分

- (4) 入札書等の提出方法

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式によることができる。

また、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年5月8日(水) 9時30分

於：兵庫労働局総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

4 入札方式

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に替えることができる。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類を令和6年5月7日(火)17時00分までに提出しなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等は無効とする。

(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和6～10年度

兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 井内宛

Mail : iuchi-madoka.x55@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式」契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

I 共通事項

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官
支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎
- (2) 調達機関番号
017
- (3) 所在地番号
28

2 契約内容

- (1) 契約件名
令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式
- (2) 契約の仕様
仕様書のとおり。
- (3) 賃貸借期間
仕様書のとおり。
- (4) 履行場所
仕様書別紙2「納車場所一覧」のとおり。
- (5) 契約条項を示す場所、入札に関する問い合わせ先等
兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第1係 担当：井内
電話：078-367-9173（直通）
メール：iuchi-madoka.x55@mhlw.go.jp
※質問の方法及び期限については下記6の(10)を参照のこと。
- (6) 部分払
契約の履行部分に係る部分払いが可能（契約後に協議）

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

- ウ 船員保険
- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札及び落札

(1) 性能等証明書の審査

総合評価のための「性能等証明書」を作成すること。

同証明書により合格したものに係る入札書のみを有効なものとする。

同証明書内容により不合格となった入札者には、開札日の前開庁日までに、その旨を通知する。

(2) 入札価格

入札者は、本契約の履行に要する一切の諸経費も含めた総価により入札価格を見積もること。

また、落札決定にあたっては、入札価格に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札しなければならない。

(3) 落札者の決定

一般競争入札(総合評価落札方式)とする。

詳細は仕様書の別添「自動車の性能に関する審査要領」のとおり。

(4) 落札者が複数ある場合の取扱い

落札者となる者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(5) 落札者の決定通知

落札者が決定したときは、入札者又は代理人にその氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び価格について、電子調達システムの開札結果通知書又は口頭により通知する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除とする。

5 契約の締結

(1) 契約書類の要否

契約書の作成を要する。

(2) 契約の締結

競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約の発効

支出負担行為担当官及び契約の相手方双方が記名捺印のうえで、本契約は発効する。

6 その他

(1) 本入札は電子調達システムにより執行するため、入札書は当該システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、「Ⅲ 紙入札方式による場合」に従って入札すること。なお、入札書提出後の内容変更及び取消しについては受付けないものとする。

(2) 入札説明会

入札説明会は行わない。

(3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 入札の辞退

入札参加を申し込んだ後、辞退を希望する場合は辞退届を支出負担行為担当官あて提出すること。

(5) 誓約書の提出

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書・役員等名簿を提出しなくてはならない。

(6) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の入札など、入札に関する条件に違反する者の入札は無効とする。

また、(5)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(7) 再度入札

予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告による入札の実施若し

くは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

(8) 入札の延期

入札者又は代理人が相連合し又は不穏な挙動をするなど、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(9) 情報公開

落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を公表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは、公開することがある。

(10) 疑義・質問

本入札に関する疑義・質問については、令和6年4月30日17時00分までに、書面またはメールにより上記2(5)の場所へ問い合わせること。

(11) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。

(12) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものであることとする。

(13) 契約関係書類の扱いについて

- ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
- ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

II 電子調達（入札）方式による場合

1 各種手続きの期間

(1) 参加申請書等受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

※入札参加申請期間中に、下記書類を提出すること。

- ① 資格審査結果通知書
- ② 労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ③ 支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」及び「役員等名簿」。

(2) 提案書等審査結果通知書発行期間

証明書等受付期間中、随時発行する。

(3) 性能等証明書（総合評価落札方式関係書類）の受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

(4) 入札書の受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

所定様式の「入札額内訳書」を作成し、添付すること。

※期限内に電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(5) 開札予定日・時間

令和6年5月8日9時30分から執行する。

※開札会場での立ち会いは不要とする。ただし、再度入札に備えて、入札者又はその代理人は開札時刻にはシステム端末上で待機しておくこと。

(6) 開札場所

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14階
兵庫労働局 総務課会議室

(7) 再度入札

落札者の決定がない場合は、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。

2 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認めない。

3 電子調達システムに関する問い合わせ先

(1) お問い合わせ及びヘルプデスク

- | | |
|------------------|---|
| ①調達ポータルURL | https://www.p-portal.go.jp/ |
| ②調達ポータルヘルプデスクTEL | 0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)
03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合) |

(2) 緊急時の問い合わせ先

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務部総務課会計第1係 電話078-367-9173 (直通)

III 紙入札方式による場合

<紙入札における原則事項>

紙入札にかかる以下の全書類は、原則、郵送での受付とする。各書類は期限までに到着するよう余裕をもって発送すること。

また、到着確認を上記Iの2の(5)の担当者あてに電話で行うこと。期限までに当局に到着しなかった場合は無効とするので注意すること。

特に、入札書の扱いについては、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に加え、第2回目、第3回目の入札書を再度入札用として前もって提出することができる。この場合、各回の入札書は別々の封筒に入れ、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。また、下記1の(3)の必要事項も記載すること。

1 各種手続きの期間

(1) 競争入札参加申込書受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

※競争入札参加申込期間中に、下記書類を提出すること。これらの書類を下記(3)の入札書に同封しないこと。

- ① 資格審査結果通知書
- ② 労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ③ 支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」及び「役員等名簿」
- ④ 競争入札参加申込書
- ⑤ 電子入札案件の紙入札方式での参加について

(2) 性能等証明書（総合評価落札方式関係書類）の受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

※この書類を下記(3)の入札書に同封しないこと。

(3) 入札書受付期間

令和6年4月10日9時00分から令和6年5月7日17時00分まで。

※これらの書類に上記(1)の入札参加資格書類や(2)の性能等証明書を同封しないこと。

- ① 入札書の作成は、当局の所定様式によること。
- ② 所定様式の「入札額内訳書」を作成し、入札書に同封すること。
- ③ 上記書類の作成後は封筒（長形3号）に入れて封をすること。
- ④ 封筒には、次の事項を朱書きで記載すること。
 - ・ 開札日時「令和6年5月8日」
 - ・ 宛名「兵庫労働局支出負担行為担当官」
 - ・ 契約件名「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式 契約」
 - ・ 応札者名（法人の場合は名称又は商号）
 - ・ 「入札書在中」との文言

(4) 開札予定日・時間

令和6年5月8日9時30分から執行する。

※代表者もしくは事業主が立ち会う場合は、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、身分証明書を必ず持参しておくこと。入札参加者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

※なお、第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものととして取り扱うため留意すること。

※代理人が立ち会う場合は、開札場所に入る際に当局様式の「委任状」を提出すること。

(5) 開札場所

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務課会議室

2 代理人による入札

代理人による入札の場合は、開札執行前までに当局の所定様式「委任状」を提出すること。

入札額内訳書

	通番	納車先官署名	月額 (税込)	月数	合計額 (税込)
令和6年度	1	兵庫労働局		1	
	2	神戸西労働基準監督署		1	
	3	伊丹労働基準監督署		1	
	4	加古川労働基準監督署		1	
	5	姫路公共職業安定所		1	
	年度小計 (税込)				
令和7年度	1	兵庫労働局		12	
	2	神戸西労働基準監督署		12	
	3	伊丹労働基準監督署		12	
	4	加古川労働基準監督署		12	
	5	姫路公共職業安定所		12	
	年度小計 (税込)				
令和8年度	1	兵庫労働局		12	
	2	神戸西労働基準監督署		12	
	3	伊丹労働基準監督署		12	
	4	加古川労働基準監督署		12	
	5	姫路公共職業安定所		12	
	年度小計 (税込)				
令和9年度	1	兵庫労働局		12	
	2	神戸西労働基準監督署		12	
	3	伊丹労働基準監督署		12	
	4	加古川労働基準監督署		12	
	5	姫路公共職業安定所		12	
	年度小計 (税込)				
令和10年度	1	兵庫労働局		12	
	2	神戸西労働基準監督署		12	
	3	伊丹労働基準監督署		12	
	4	加古川労働基準監督署		12	
	5	姫路公共職業安定所		12	
	年度小計 (税込)				
初年度の納車諸経費及び最終年度の撤去諸経費を上記に含めない場合、その費用（任意の別紙により内訳明細を表示すること）					合計額 (税込)
全年度総合計 (税込)					

↓

↓

<p>入札書記入額 (上記総合計 ÷ 110 × 100)</p>	
-----------------------------------	--

事業者名 _____

令和6～10年度
兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式
仕様書

令和6年4月
兵庫労働局

1 件名
令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式

2 業務概要
兵庫労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所等において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間
賃貸借期間は、次のとおりとする。

通番	官署名	賃貸借期間開始日（車両登録日）	賃貸借期間終了日	期間
1	兵庫労働局	令和7年3月1日～同月31日	令和11年3月31日	49月間
2	神戸西労働基準監督署			
3	伊丹労働基準監督署			
4	加古川労働基準監督署			
5	姫路公共職業安定所			

※賃貸借期間開始月（初月）の請求金額は日割ではなく月割とする。

※上記期間以降の再リースの予定はない。

4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

(1) 自動車の仕様

別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。

(2) 賃貸借台数

5台

小型乗用車 2WD（5人乗り）5台

(3) 納車場所

別紙2のとおり。

(4) 自動車保険の加入

全自動車について、ア～ウを満たす以上の保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険：フリートにて厚生労働省で加入すること（機構コード：398916）

イ 補償内容

(ア) 対人賠償保険（1名につき）無制限（免責なし）

(イ) 対物賠償保険（1件につき）無制限（免責5万円）

(ウ) 車両保険（一般型）リース車両を補償できる額（免責10万円）

ウ 特約その他

(ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

(イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

(ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。

(エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。

- (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用及び自損傷害特約については、不担保とする。
- (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
- (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
- (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、当局に提出すること。
- (ケ) 事故時の代車特約は不要。

(5) 当局における自動車の状況
自動車の年間見込走行距離は別紙2のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、納車までに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、当局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、当局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、当局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が当局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

契約後すみやかに車両登録の手続きを開始するとともに、上記3の車両登録後、当局職員と納車日等について調整の上、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を当局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

当局職員から継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、当局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を当局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

当局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) 点検修理時の代車に係る対応

上記（3）及び（4）までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(6) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと。

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと。

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、当局へ随時報告を行い、当局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ当局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

当局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

(イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

(ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

(オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

(ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

(イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款(※)によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(7) その他

車両の運用等を行うに当たっては、当局の業務等に支障が生じないように、当局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。

また、当局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」(別紙4)を作成し、当局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、必要に応じて変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

8 その他

(1) 自動車の維持に係る費用(別紙5)については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

- (3) 業務遂行上知り得た当局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物として「作業報告書」(別紙4)を提出すること。その際、当局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料(引渡書、検査証明、事故報告書等)を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

<事業担当部局>

兵庫労働局 総務部総務課 総務係 電話番号 078-367-9000

<契約担当部局>

兵庫労働局 総務部総務課 会計第1係 電話番号 078-367-9173

11 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を当局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

12 その他

- (1) 細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度当局と協議するものとする。
- (2) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

13 担当者連絡先

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部 総務課 会計第一係 担当：井内

電話：078-367-9173(直通) メール：iuchi-madoka.x55@mhlw.go.jp

令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃貸借業務
 <自動車の仕様>

類型		小型乗用車		
台数	1台 (別紙2「納車場所一覧」の1)	3台 (別紙2「納車場所一覧」の2～4)	1台 (別紙2「納車場所一覧」の5)	
駆動方式	FF			
スタッドレスタイヤ装着の有無	有			
総排気量	1,000cc～1,500cc			
車両重量	1,130kg～1,550kg以内			
全長	4,200mm以内			
全幅	1,700mm以内			
全高	1,550mm以内			
荷室	分割可倒式リヤシート (ラゲージ容量がリヤシート使用時で300L程度)			
乗車定員	5名			
トランスミッション	4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)			
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン			
車体の色	シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの		シルバー、グレーのいずれかを 基調としたもの	
環境性能	ハイブリッド自動車であること グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める判断基準を満たすこと。			
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席		
	アンチロックブレーキ	装備あり		
	ETC車載器	有	無	
	空調	オート又はマニュアルエアコン		
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型程度、セットアップ作業を実施を含む。テレビ放送視聴不可。 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること。		
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可		
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可		
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること		
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること		
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可		
	フロアマット	前席、後席分		
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
	冬期	寒冷地仕様	有	
スタッドレスタイヤ装着		夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。		
安全装備	安全運転サポート車であり「サボカーSベーシック」以上であること。			

<納車場所一覧>

通番	官署名	車両管理 担当部署名	納車住所	電話番号	年間見込走行
					距離 (年・km)
1	兵庫労働局	総務課	神戸市中央区相生町1-3-1 (神戸公共職業安定所地下駐車場)	078-367-9000	10,000km
2	神戸西労働基準監督署	業務課	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-570-0086	10,000km
3	伊丹労働基準監督署	監督課	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎3階	072-772-6224	10,000km
4	加古川労働基準監督署	業務課	加古川市野口町良野1737	079-458-8468	10,000km
5	姫路公共職業安定所	庶務課	姫路市北条字中道250	079-222-4433	10,000km

令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃借業務
<作業計画書> <作業報告書>

別紙 4

※予定はセルを黄色に色づけすること

都度列を追加

通番	官署	仕様	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	兵庫労働局		〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2	神戸西労働基準監督署											
3	伊丹労働基準監督署											
4	加古川労働基準監督署											
5	姫路公共職業安定所											

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃貸借業務

＜自動車維持に係る費用＞

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。		
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	バンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点（下記②）÷入札価格に対する得点（下記③）とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、具体的には以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

※燃費基準値については、基本方針の数値を当てはめること。（以下基本方針より一部抜粋）

【ガソリン乗用車に係る燃費基準】

区 分	燃料基準値
	ガソリン
車両重量が1,081 kg以上1,196 kg未満	21.8 km/L 以上
車両重量が1,196 kg以上1,311 kg未満	20.3 km/L 以上
車両重量が1,311 kg以上1,421 kg未満	19.0 km/L 以上
車両重量が1,421 kg以上1,531 kg未満	17.6 km/L 以上
車両重量が1,531 kg以上1,651 kg未満	16.5 km/L 以上

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\begin{aligned} & \text{【仕様書 小型乗用車A】} (100 + \text{加算点}) \times \underline{\quad} \text{台} + \\ & \text{【仕様書 小型乗用車B】} (100 + \text{加算点}) \times \underline{\quad} \text{台} + \\ & \text{【仕様書 小型乗用車C】} (100 + \text{加算点}) \times \underline{\quad} \text{台} + \\ & \text{【仕様書 小型乗用車D】} (100 + \text{加算点}) \times \underline{\quad} \text{台} + \\ & \text{【仕様書 小型乗用車E】} (100 + \text{加算点}) \times \underline{\quad} \text{台} \end{aligned}$$

※「A」～「E」の区分は、車種が複数となる場合を想定して設けている。1車種の場合は「A」のみ。

③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

令和6～10年度 兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車	仕様	適否	備考
年 式	新車	適・否	
駆 動 方 式	F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無	有	適・否	
台 数	5台	適・否	
総 排 気 量	1,000cc～1,500cc	適・否	
車 両 重 量	1,130 k g ～1,550 K g 以内	適・否	
全 長	4,200mm以内	適・否	
全 幅	1,700mm以内	適・否	
全 高	1,550mm以内	適・否	
荷 室	分割可倒式リヤシート (ラゲージ容量がリヤシート使用時で300L程度)	適・否	
乗 車 定 員	5名	適・否	
トランスミッション	4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料	無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色	姫路所：シルバー、グレーのいずれかを基調としたもの その他：シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	ハイブリッド自動車であること	適・否	
	グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める判断基準を満たすこと。	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否
	アンチロックブレーキ	装備あり	適・否
	ETC車載器	兵庫労働局：必要(セットアップ作業の実施含む) その他：不要	適・否
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型程度、セットアップ作業を実施を含む。テレビ放送視聴不可。	適・否
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること。更新の要請は当局が行う。	適・否
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否
キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
フロアマット	前席、後席分	適・否	
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	
冬 期	寒冷地仕様	有	適・否
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	適・否
安 全 装 備	安全運転サポート車であり「サボカーSベーシック」以上であること。	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		5台	適・否	
補償内容	対人賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1件につき)無制限(免責5万円)	適・否	
	車両保険(一般型)	リース車両を補償できる額(一般型)(免責10万円)	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること		適・否	
	弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること		適・否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員(公務中のみ)に限定する		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用及び自損傷害特約については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
	加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否	
事故時の代車特約は不要		適・否		

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	仕様書3のとおり	適・否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表(仕様書別紙3)を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制(整備工場等)を構築すること	適・否	
納車の対応	契約後すみやかに車両登録の手続きを開始するとともに、仕様書3の車両登録後、当局職員と納車日等について調整の上、指定の場所に納車すること。	適・否	
車両の運用等	仕様書6(3)～(7)のとおり運用等を行うこと	適・否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適・否	
管理体制	本業務の「作業計画書」(仕様書別紙4)を作成し、労働局に提出すること。	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用(仕様書別紙5)については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報を漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様にて疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

2 自動車性能の適合性

	車種A	車種B	車種C	車種D	車種E
車名					
型式					
燃費値 (※)					

※ WLTCモードによる値

「環境性能（燃費値）に対する得点」 =

$$\begin{aligned}
 & \left(100 + 50 \times \frac{\text{車種Aの燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times \text{〇台} + \\
 & \left(100 + 50 \times \frac{\text{車種Bの燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times \text{〇台} + \\
 & \left(100 + 50 \times \frac{\text{車種Cの燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times \text{〇台} + \\
 & \left(100 + 50 \times \frac{\text{車種Dの燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times \text{〇台} + \\
 & \left(100 + 50 \times \frac{\text{車種Eの燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right) \times \text{〇台} =
 \end{aligned}$$

※ 「A」～「E」の区分は、車種が複数となる場合を想定して設けている。1車種の場合は「A」

契約書（案）

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 板松 一郎（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、役務を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式

契約金額 金, 円（うち消費税及び地方消費税額金, 円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 役務の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

（検査）

第3条 乙は、役務を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、役務名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入役務は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行

ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納期の有償延期)

第5条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第6条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第7条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第5条及び第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格役務の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う役務の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第28条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は

乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
(損害賠償)

第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

第10条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた

ときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若

しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい

う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該

下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合におい

て、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第3条に規定する納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納入役務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、不足分の提供を行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第2項、第9条、第14条、第15条、第17条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長
板松 一郎

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇△-△-△
株式会社〇〇〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

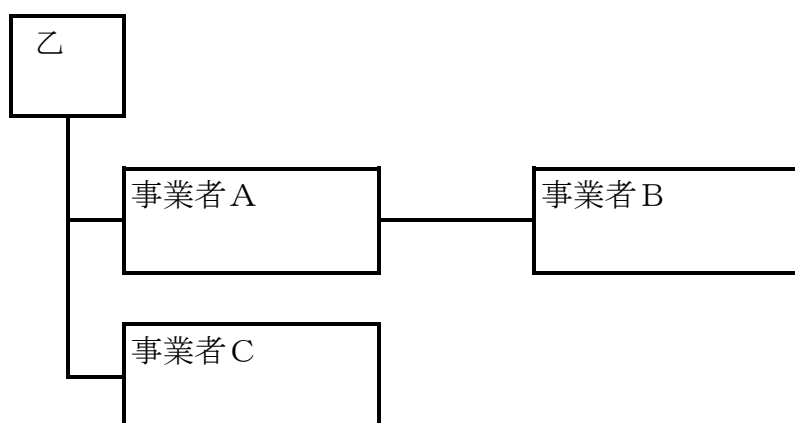
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員 (監査役含む) を記入してください。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者名

電子調達（入札）案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 電子調達システムへの対応予定時期

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者名
代 理 人

下記の競争入札に参加を希望するので入札参加を申し込みます。なお申し込みにあたり、入札説明書等に記載されている事項について遵守することを誓約いたします。

（件 名） 「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」 契約

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名
代理人

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして、入札します。

（件名） 「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」契約

（入札金額） ￥ (消費税除く)

電子くじ番号（必須）

--	--	--

※入札金額が同額の場合、電子くじを実施しますので任意のくじ番号（3桁）を記入すること。なお、記載がない場合及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

委任状

私儀

(住所)

今般 (氏名)

を代理人と定め、

下記事項の入札に関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 「令和 6～10 年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」契約

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

(競争入札参加者)

住所

名称

代表者名

(復代理人用)

委 任 状

私儀

今般

を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

1. 件名 「令和 6～10 年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」契約
2. 委任事項 上記 1 にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者（代理人）
所在地
事業所名
代表者名

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名 称
代表者名
代 理 人

下記の競争入札に係る入札参加を申し込みましたが、都合により辞退いたします。

(件 名) 「令和6～10年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務 一式」契約

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

1. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店
または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

…1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。